

## 議事要旨(6)四半期会計基準専門委員会における検討状況について

新井専門研究員から、「四半期会計基準専門委員会での検討状況(第14回)」審議事項(6)及び「四半期財務諸表の作成に関する会計基準(案)」審議事項(6)をもとに、四半期会計基準の検討状況について説明が行われた。

まず、四半期会計基準(案)についての前回の委員会(5月12日)及び専門委員会(5月15日)の意見を踏まえた主な変更点、具体的には 四半期会計基準の目的、 四半期個別財務諸表を開示する会社、 注記項目の変更箇所の説明を行った。その後、第2 四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合の対応案について、審議事項(6)の資料に基づいて説明を行った。

委員等からの主な発言は、以下のとおりであった。

- ・ 第2 四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合の取扱いについて、2案(審議事項(6)参照、実務上困難な場合を除いて遡及再表示を行う案)で良いと考えるが、中間財務諸表では遡及再表示していないことを前提としているので、これとの整合性を図る必要がないか。
- ・ 開示する情報としては、連結財務諸表で注記情報として想定している各四半期の売上高・四半期純利益等と同程度とすべきである。修正再表示した四半期損益計算書を注記情報として開示することは過度の開示である。
- ・ 過年度遡及修正は別途検討されるという整理になっていることから、2案で良いと考える。
- ・ 企業業績のトレンドがより適切にわかる方が良いことから、2案が証券アナリストの意見である。
- ・ 第2 四半期以降に会計方針が変更された場合で、遡及適用後の四半期財務諸表を翌事業年度に比較情報として開示するとした場合、過年度のレビュー報告書を再発行するか否か、レビュー制度との関係もあり、また、45日以内での開示、平成20年からの実施という点などを総合的に勘案し、1案(四半期段階で遡及再表示を行わない案)か2案かを判断すべきである。

これらの意見を踏まえて2案を採用するに当たっては、翌事業年度における比較対象となる四半期財務諸表や公認会計士のレビューを含む制度開示面での対応が必要となるため、関係者と協議を行うとともに、会計基準案の文案については引き続き検討を行うこととされた。

以上